

「装置型式指定実施要領等の一部改正について(WP29 第197回)(第3回目照会)」に関する意見

令和8年6月4日

番号	提出元	分類	意見	理由	コメント
1	東北運輸局	自動車型式認証実施要領 附則7 長距離走行実施要領等 附則7-5 4.1	その後は10,000kmの走行を6か月に換算した場合に～ ↓ その後は1,000kmの走行を6ヶ月に換算した場合に～	附則7-3 4.1と表現統一のため	ご意見ありがとうございます。6か月に記載を統一させていただきます。
2	日本陸用内燃機関協会	自動車型式認証実施要領	第5号様式の排出ガス値に、PN(#/kWh)が残っていますので、宜しくお願ひします。	修正漏れと思われます。	ご意見ありがとうございます。第2回意見照会のコメントにも記載させて頂きましたが、現個別業務システムにおいて、既に諸元表が出力されると、PN欄が記載された状態となっていることから、通達をシステムに合わせた形の改正となります。よって、当該項目はそのまま残させていただきます。
3	自工会国内分会 認証課	共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領	自動車型式認証実施要領 第3号様式の1の項目削除(6.2.3.1、6.2.4.1)にあわせて、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領 第2号様式の1同項の削除をお願いします。	横並びの合わせが必要と考えます。	ご指摘のとおり修正しました。
4	本田技研工業株式会社	別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領 第6 出荷検査 6	検査対象外軽自動車等の製作者等の責任の範囲以降において天災若しくは事故等により損傷を受けた検査対象外軽自動車等の構造、装置又は性能の一部を修復する場合には、別添1 第6 7 (1)の取扱いに準用することができる。 ↓ 今回の「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」の改正についてお伺いいたします。 本改正は、先日公布された「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて(依命通達)」において示された、「型式指定自動車について、指定部品の装着および一定範囲内での寸法増加等を伴うオプションパーツの取付けであれば、保安基準適合証の交付を可能とする」という取扱いの適用範囲を拡大するものと理解しています。 すなわち、本改正により、検査対象外軽自動車についても、同様の取扱いが準用出来るようになるとの理解で宜しいでしょうか。	弊社では、前回の通達改正により、型式指定自動車(二輪自動車)における運用を検討していますが、今後の通達改正により検査対象外軽自動車(軽二輪車)にも準用できるようになるとの理解で相違がないかの確認です。	ご意見頂き有り難う御座います。今回の改正趣旨は、「指定部品の装着および一定範囲内での寸法増加等を伴うオプションパーツの取付けであれば、保安基準適合証の交付を可能とする取扱いの適用範囲を拡大する」ことではなく、「天災若しくは事故等により損傷した車両を修復する際の取扱い」の範囲を拡大するものでしたが、当該箇所については、今回の改正から削除することとしました。